

食中毒の発生及び対応について

1 ノロウイルス食中毒について（1月発生分）

(1) 事件の概要

令和7年1月11日、中野区内の飲食店で調理提供した食事を喫食した30名のうち20名が嘔吐、下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈した。患者らは団体に当該飲食店を利用している。

中野区保健所は、令和7年1月15日、患者らが所属する団体から通報を受け、当該飲食店に対し立ち入り調査を実施した。

調査の結果、患者20名、調理従事者3名の検便からノロウイルスが検出された。患者らに共通する食事は当該飲食店が提供した食事しかなかったこと、患者らが喫食してから症状が出るまでの潜伏期間及び症状がノロウイルスによるものと一致したことから、感染症が疑われる状況がなかったことから、ノロウイルスを原因物質とする食中毒であると断定した。

区では、被害拡大防止のため、1月28日から1月29日まで営業の自粛を指導し、1月30日から2月3日まで5日間の営業停止の不利益処分を行うとともに、区ホームページにおいて当該飲食店事業者の名称等を公表した。

(2) 原因施設（被処分者）

所在地 東京都中野区中野
業種 飲食店営業

(3) 食品衛生法違反の内容（根拠法令）

食中毒の原因となった食品の提供（食品衛生法第6条第3号違反）

(4) 不利益処分等の内容（根拠法令）

1月30日から2月3日まで 営業停止5日間（食品衛生法第60条）

中野区食品衛生関係不利益処分取扱要綱に基づき、営業停止7日間から営業自粛の2日間を減算する。

(5) 事業者の名称等の公表（根拠法令）

1月30日から2月5日までの7日間（食品衛生法第69条）

(6) 再発防止の措置

1月30日、調理従事者に対し、ノロウイルス食中毒についての主な原因と対策について衛生教育を行った。本件はノロウイルスに感染した調理従事者の手指等を介して食品が汚染されたと考えられることから、手洗いを徹底すること、衛生管理マニュアルの策定や記録の実施等を指導した。

2 ノロウイルス食中毒について（2月発生分）

(1) 事件の概要

令和7年2月10日、中野区内の飲食店で調理、提供された弁当を喫食した複数名が下痢、腹痛、おう吐、倦怠感、発熱等の食中毒症状を呈した。患者らは都内勤務先で当該弁当を喫食していた。

令和7年2月12日、都内保健所が当該患者からの通報で本件を探知し、患者らの勤務先に対し調査を実施した。

中野区保健所は、令和7年2月13日、東京都から通報を受け、当該飲食店に対し立ち入り調査を実施した。

調査の結果、当該施設が2月9日から2月13日に製造した弁当を喫食した複数グループにおいて患者が発生しており、患者数は計98名であった（患者数は2月27日17時時点）。また患者26名、調理従事者1名の検便からノロウイルスが検出された。患者らに共通する食事は当該飲食店が提供した食事しかなかったこと、患者らが喫食してから症状が出るまでの潜伏期間及び症状がノロウイルスによるものと一致したことの他、感染症が疑われる状況がなかったことから、ノロウイルスを原因物質とする食中毒であると断定した。

区では、被害拡大防止のため、2月14日から2月20日まで営業の自粛を指導し、2月21日から2月23日まで3日間の営業停止等の不利益処分を行うとともに、区ホームページにおいて当該飲食店事業者の名称等を公表した。

(2) 原因施設（被処分者）

所在地 東京都中野区野方
業 種 飲食店営業

(3) 食品衛生法違反の内容（根拠法令）

食中毒の原因となった食品の提供（食品衛生法第6条第3号違反）
営業施設の基準（食品衛生法第54条違反）

(4) 不利益処分等の内容（根拠法令）

2月21日から2月23日まで 営業停止3日間（食品衛生法第60条及び第61条）

中野区食品衛生関係不利益処分取扱要綱に基づき、営業停止7日間から営業自粛を実施した7日間のうち4日間を減算する。

(5) 事業者の名称等の公表（根拠法令）

2月21日から2月27日までの7日間（食品衛生法第69条）

(6) 再発防止の措置

2月21日、調理従事者に対し、ノロウイルス食中毒についての主な原因と対策について衛生教育を行った。本件はノロウイルスに感染した調理従事者の手指等を介して食品が汚染されたと考えられることから、調理場内に手洗い設備を設置すること、手洗いを徹底すること、衛生管理マニュアルの策定や記録の実施等を指導した。